

いつでも、どこでも、誰もが安心して良い医療と福祉を  
私たちはいのちの平等をめざします

2025年度

## 職員募集要項



公益社団法人 山梨勤労者医療協会

募集担当窓口

法人事務局 労務部 労務課

〒400-0031 甲府市丸の内2-9-28

勤医協駅前ビル7階

TEL.055-222-6627

FAX.055-226-0562

<http://www.yamanashi-min.jp/kinikyou/index.html>



私たちは、働く者の病院、診療所、介護・福祉施設として、「いつでも、どこでも、だれでも」安心してかかれる保健・医療・介護・福祉をめざし、予防から治療、リハビリ、在宅ケアまで、各職種が対等・平等の立場で、自覚的に専門家としての力量を高め、職員が一体となって患者の立場に立ち、患者の権利を守る医療活動をすすめる総合的チーム活動をすすめています。

また、職員にとって「より働きがい」のある職場づくりをすすめています。

当協会は永年実践してきた医療の公益性が評価された『公益社団法人』認定法人です。また、生存権・受療権を守ることを目的として、生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金を診療を行なう『無料低額診療事業』を実施しています。

## ○職員募集・採用試験について

**募集職種** 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・視能訓練士・介護福祉士・介護支援専門員・歯科衛生士・歯科技工士・調理師・社会福祉士・事務職員

\*医療事務・医療経営マネジメントスタッフは事務職員としての採用です。

**採用日** 2025年4月1日

**応募資格** 2025年3月卒業見込みの方及び既卒者 職務経験不問  
 \* 技術系職種は概ね30歳までの方(医師・歯科医師・薬剤師を除く)  
 \* 看護系・事務系職種及び言語聴覚士は概ね35歳までの方  
 \* 介護系職種は概ね45歳までの方  
 \* 一定の年齢制限の理由:雇用対策法施行規則第1条の3第1項「長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する(3号のイ)」による。

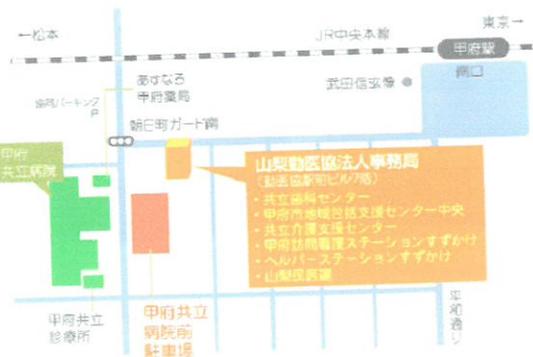
**応募必要書類** ①受験申込書(当協会所定用紙)  
 ②応募日現在の履歴書( " )  
 ③問診表( " )  
 ④卒業見込証明書  
 ⑤成績証明書  
 ⑥応募職種資格免許証の写し(有資格者)  
 \* 山梨勤労者医療協会のホームページからエントリーできます。  
 \* 当協会所定用紙は、法人事務局労務部労務課または協会内各事業所までお問い合わせ下さい。  
 \* 応募書類は「個人情報保護法」に基づき適切に管理します。尚、応募書類の返却は致しかねます。  
 \* 学校等で発行された健康診断書がある場合は添付して下さい。

**応募方法** 《募集窓口》公益社団法人 山梨勤労者医療協会 法人事務局 労務部労務課  
 〒400-0031 甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル7階  
 TEL 055-222-6627 FAX 055-226-0562  
 \* 応募必要書類は、試験日1週間前迄に、募集窓口へ郵送またはご持参下さい。  
 \* 法人事務局労務課において応募必要書類受領後、受験票を郵送または手渡しします。

**試験日** 看護系職種…毎月第2土曜日(5/11、6/8、7/13、8/10、9/14、10/12、11/9)  
 事務・技術系職種…毎月第3土曜日(5/18、6/15、7/20、8/17、9/21、10/19、11/16、12/21以降応相談)

\*募集定員に達した場合は、試験日程を残す場合も、募集締め切りとさせていただきますので、ご了承下さい。

**選考方法** ◎第一次:筆記試験(小論文、職種別設問)  
 ◎第二次:面接試験  
 ◎第三次:実技試験(事務職員限定)  
 \* 応募多数の場合、一次試験と二次試験を別日程で実施します。この場合、一次試験合格者に対して、二次試験日程をご連絡します。尚、事務職員の实技試験も別日程となります。  
 \* 試験当日の持ち物:受験票・認印・筆記用具(鉛筆・消しゴム)  
 \* 合否結果についてのお問い合わせは応じかねます。



## ○給与・待遇等について

給与・賞与 当協会規定による。賞与年2回

諸手当 住宅手当、家族手当、通勤手当、他手当

勤務時間 平日 8:50～17:10  
土曜日 8:50～13:00 第4土曜日は指定休日  
4週6休制:週あたり平均労働時間39時間  
職種により交代制勤務あり。

休日・休暇 日曜、祝日、リフレッシュ休暇(夏季休暇)、医科医師月1日研究日、年末年始休暇、特別休暇制度、年次有給休暇(採用時10日、最高20日、時間有給休暇)、永年勤続休暇、その他指定休日、育児・介護休業制度、月1回第4土曜日指定休日、月1回半日指定休日

福利厚生 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険適用・退職者慰労金制度等  
職員共済会(慶弔給付、産休・病氣見舞金等各種給付、サークル活動助成、文化・スポーツ活動助成等各種助成金制度)、災害見舞金、障害見舞金、職員旅行助成制度等

病児・病後児保育 甲府共立病院院内で行なっている病児保育・病後時保育の利用が可能です。  
巨摩共立病院に隣接する「さくらんぼ保育園」において病後時保育を行なっています。



## 民医連綱領

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一、人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一、地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一、学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一、科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一、国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日  
全日本民主医療機関連合会